問題をみる その3 児童な

公園の現状と問題点

-管理上の問題点とその対策 -設置上の問題点とその対策 児童公園保守管理体制の現状

はじめに

住民の意識とマナー

勝

はじめに

してのテーマは、意義深いものがある。 に高く、現代社会においては、 の標準を二五〇メートルとして配置し、 中で、「もっぱら、児童の利用に供する 年九月に制定された都市公園法施行令の の出来ない地域施設である。 ことを目的とする都市公園で、誘致距離 した国際児童年にあたり、児童公園に関 特に、本年は児童福祉の増進を目的と この児童公園については、昭和三十一 地域における児童公園の利用度は非常 欠くこと

その敷地面積は〇・二五ヘクタールを標

て考えてみたい。

点及び今後へ向っての対応、愛護活動の 防火の役割りを果すとともに、地震等に 環境の景観保持のほか、火災発生時には 準として定めること」と規定されてお 状況並びに、利用住民のマナー等につい 童公園の保守管理上の現状と、その問題 ことの出来ない公共の広場である。 の住民に利用され、都市形成上必要欠く 所ともなり、子供、老人等のほか数多く よる災害の発生時には、一時的な避難場 り、その機能は、遊び、 そこで、これらの意味あいをもった児 憩いの場、近隣

児童公園保守管理体制の

提唱している官民一体となった「さわや 域施設である。 隣の住民であり、市長の市政方針として 住民参加をしているもっとも身近かな地 か運動」を推進するうえからも、直接、 児童公園は、その利用者の殆んどが近

を定め、市内で約九〇〇ヵ所の管理を行 港友会、愛護団体と、それぞれの役割り っている。 管理にあたっては、緑政局、区役所、 このことは、ひとり緑政局公園機動作

な管理のため、除草、清掃等の軽易な作 ている児童公園愛護会である。現在、市 内に約八〇〇団体あり、常時公園の安全 管理協力団体が、地域住民により結成し さらに、本市と一体になっての強力な

要な要望事項を受け、各公園緑地事務所 と打ち合わせを行い、対処している。 れ、遊具の補修等のほか、もろもろの必 り、各児童公園を巡回し、常に地元の児 組織されている港友会の諸先輩の力を借 けでなく、地域住民と密接な関連をもつ 業班による巡回、点検、補修等によるだ 童公園愛護会と緊密な連携の下に、砂入 各区役所の協力はもとより、本市OBで

③コミュニティの道路と公園 ②児童公園の清掃活動---

-伊賀山公園愛護会

一人の市民として

①児童公園の現状と問題点

機関又は団体	担当事務
	1. 管理事務全般
	2. 予算関係事務
선물 교수는 다른 전 등에 선물 보는 것만	3. 新設改良工事の計画設計及び実施
緑政局公園緑地部	4. 児童公園愛護会結成について区役所への依頼
	5. 児童公園の維持管理及び直営作業の計画実施
	6. 区役所港友会愛護団体からの各種要望の受付
	1. 愛護団体の結成についての指導及び承認
区役所市民課	2. 遊戯施設その他工作物の修繕(塗装)
	3. 行為の許可(映画会等)
港友会	1. 区役所市民課の指示により児童公園愛護会の結成について
	地元への働きかけ及び結成手続きの指導
	2. 愛護団体の活動の指導及び育成
	3. 各公園を巡回し整備状況を区役所及び公園緑地部(公園緑
	地事務所)へ連絡
	4. 愛護費の交付精算
	1. 本市と協力し児童公園の管理作業のうち専門的知識を要
	しない軽易な作業の実施(除草清掃等)
愛護団体	2. 管理についての報告要望等(器具破損の報告取替えの要
	望台風等の被害報告等)
	3. 愛護活動報告書の提出(3ヵ月に1回提出する)
民生局老人福祉課	1. 愛護団体と連絡をとり軽易な作業の実施(除草清掃等)

少ない草取り、清掃等の簡単な作業によ 愛護会とも連絡をとり、比較的危険度の の協力を受けている。 利用者の安全と、環境の美化のため

事務所等が受けるべきもろもろの苦情も するのみならず、本来、直接各公園緑地 業を行うとともに、利用マナー等も指導

受けている。

なお、ところによっては、「老人の牛

いるが、

理体制をとり、環境の保全に努力はして らも、本市と地域住民が一体になって管 このように、公園の規模は小さいなが

老人クラブとの協同歩調のもとに、地元 きがい対策」の一環として、民生局及び

> Ξ 設置上の問題点とその対策

問題点は数多く見受けられる。

な人口増加をし、都市化の波に押され、 いろいろの形で膨大な財政需要をひき起 人となり、市域面積が変らないまま急速 は、約二・三倍にあたる二百七十四万余 口が百十七万余人であったものが、現在 和三十一年当時と比較すると、本市の人 に設置することが公園の機能上最も望ま 法の中で、二五〇メートルの誘致距離内 しい姿とあるが、現状は、法制定時の昭 児童公園の設置については、都市公園

が困難になってきている。 公園を設置したくとも、その用地の確保 調和が破壊され、公共の憩いの場である 全市域にわたり緑が失なわれ、自然との その結果として、現在のように殆んど している。

開発関連法令の運用とならんで、開発に した、横浜市宅地開発要綱が制定され、 市としての環境整備を計ることを目的と 都市施設の整備計画に合わせた良好な都 境の保全と、自然との調和を計りつつ、 よる公共・公益施設整備に要する負担の 一部を開発者に求め、かなりの成果をあ そこで、昭和四十三年に入り、生活環

> となっているのである。 精神である誘致距離の標準内配置が困難 住民のための児童公園の設置が少なく、 われることが非常に多く、そのため、憩 地開発するため、特定地域に固まって行 れているが、開発行為は民間会社等が宅 新興開発地に片寄ってしまっている。 いの場を失っている密集化した旧市街地 このような現状のため、都市公園法の

られ、単に、公園数の増加ということ で、本来の機能を発揮するには余りにも 綱に規定されている最低敷地面積である 小さすぎると思われる。 より、特にミニ開発が多く、宅地開発要 一五〇平方メートル程度の公園が多く見 また、最近は現今の社会情勢の影響に

考えてみた。 には種々問題はあると思うが、私なりに そこで、より機能的な公園とするため

等も立派なものが出来、より効果的な機 最低の提供面積である一五〇平方メート 園はあるが小さい面積の地区内で、共に 児童公園数の少ない地区、または児童公 内容が全く異なりそこに問題はあるが、 用地は有償提供であるように、その提供 に供することが出来ると思われる。この 両用地を合体して児童公園とすれば施設 能を有する公園として、地域住民の利用 ル程度の開発行為時には、公共、公益の 公共用地は無償提供であるが、公益

公園施設の整備もその中に義務づけら

げてきた。

30

② 旧市街地内の空地利用が困難な現状場合の処置としては、同一区内または近隣の地域内でのミニ開発時に、前述とはが考えられる。

② 旧市街地内の空地利用が困難な現状 (2) 旧市街地内の空地利用が困難な現状 であるため、公園のない密集した住宅地域内で、一部の住民から防災上、または環境保全上良好な地域へ移転の希望者があれば、積極的に移転希望者を募り、公あれば、積極的に移転希望者を募り、公本ので地利用が困難な現状 (2) 日市街地内の空地利用が困難な現状 (2) 日本街上ので地利用が困難な現状 (2) 日本行いた。

来るものと考えられるのである。 計画的に平均化された児童公園が設置出

― 管理上の問題点とその対策

四

児童公園の管理体制については前述の児童公園は、用地買収、開発行為等によれつつある緑の大都市の一隅で、子供、れつつある緑の大都市の一隅で、子供、れつつある緑の大都市の一隅で、子供、の量公園の管理体制については前述の

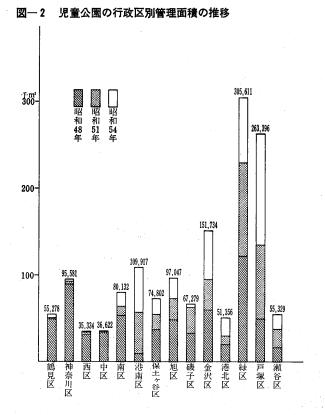
入れ、害虫の防除並びに草刈り等を行な修及び安全を確認するとともに樹木の手組み、各公園を巡回し、遊具の点検、補担当の機動作業班を編成し、作業日程を公園緑地事務所とも児童公園の保守管理と、 これらの要望等に対応するため、各い、 といる は、これらの要望等に対応する 敵員として

い、万遺漏のないよう努力はしているが、保守管理要員と児童公園数のアンバが、保守管理要員と児童公園数のアンバが、保守管理要員と児童公園数のアンバが、保守管理要員と児童公園数のアンバが、保守管理要員と児童公園数のアンバル、万遺漏のないよう努力はしているり、要望、苦情等の対処に追われているのが現状である。

依頼によって作られることが多いため、力なくしては出来得ないのである。しかし、この愛護会は、住民の総意にしかし、この愛護会は、住民の総意にとれらの要望等に対しての処理及び管

カ所 150・ 昭和48年 昭和51年 昭和54年 100 50 港南区 御見区 磯子区 瀬谷区 神奈川区 西区 中区 南区 保土ヶ谷区 旭区 金沢区 港北区 戸塚区 区

児童公園の行政区別管理数の推移



その機能及び行動等は多分に住民の意識 に左右されている

そごをきたしていることもある。 ることもあるため、 に欠けることがあり、 複数自治会等の住民により組織されてい 一自治会等を中心に出来るとは限らず、 愛護会の設置にあたっては、 住民間の意志の疎通 愛護活動の運営に 茰

在は、 の機動作業班がこれを回収、 は 除草清掃等の愛護活動が行われ、 定内容に基づき改良工事をしたことがあ しい旨を伝え、改めて出された合議の決 治会で意見統一のうえ決定要望をしてほ 要望を出され、その措置に困り、関係自 野球場としての使用を認めたところ、そ た複数自治会が急速に親密度を増し、 の施設改良の依頼が自治会単位で別々の ったため、一般的には禁止している少年 ある児童公園のことで、面積も大きか トラックに 年に二回地域住民が全員参加し、 その後は、それまで結束のなかっ 一台分もあり、 処分してい 公園担当 その量 現

良を行っているが、これらはすべて造園 化している公園については、 る愛護活動が出来るものと思われる。 の総意により作られてこそ、 愛護団体の結成にあたっては、 これは、 公開年度が古く、 嬉しい悲鳴の一例であるが、 各施設が老朽 適宜施設改 最も効果あ 近隣住民

> 手で計画案を作成させることが、 専門職員によって計画、 が出来るものと思われる。 融和がとれ、 童公園に対する意識が高まり、 とくに、本年は国際児童年でもあり、 時には地域住民に呼びかけ、 真に官民一体となった管理 設計をされてお 住民間の より児 住民の

期待するものである。 これを契機として実施に踏み切ることを

住民の意識とマナー

五

に多く、 者が元の所に返して帰れば、ある程度の はよいが、 幼児の遊びの中心で、砂場内で遊ぶうち 利用者側のマナーの欠如によるものが多 等も多いのであるが、その要望内容は、 多く見受けられているが、これは、 ようになり、 依然として後を絶たない。また、砂場は な無断使用であったり公私混同も甚だし 材料の一部として盗砂されたり、 く、その中でも「砂の補給」要望が最も であるので、 民と密接な関係にあり、 児童公園は、 発見次第厳重な注意をしているが、 住民間の融和をもたらす公共の広場 調査をした結果は、 その殆んどが附近の新築工事用 馴れて来ると外に出して遊ぶ そのまま帰宅するケースが その利用度が高く反面要望 他の公園に比べて近隣住 健康的、 新興住宅地域 個人的 開放的 保護

これらはほんの一部で、

に破壊されるケースが大多数である。 であるが、故障によることよりも人為的 減少は防げる筈である。 実際にあった子供のいたずらで、 次に多いのが、 水吞用水道の蛇口破損 最悪

を忘れるような出来事であった。 が、余りにも情けなく、瞬時注意するの のバットを持って蛇口目がけて叩き飛ば 巡回中のある暑い夏の日のことで、 が叩くのに丁度合っていたこともある したのである。子供の背丈と蛇口の高さ な現場を目撃したことがある。それは、 野球

らいたいものである。 も多いが、もっと公園の価値を知っても 入ったり、樹木が大きくなって日照阻害 いることもあり、 を起したりなどの、 の枝葉が民地内に延びたり、 案もなく、現在も対策に苦慮している。 このほか、 帰庁後、改良について検討をしたが名 公園が直接民地と接触して 公園の周囲にある樹木 樹木に関しての苦情 落葉が庭に

の 多きにわたる約六○%の人達が、これら 童公園の掃除、 うな苦情もないものと思う。 局的な見地に立って公園を愛し、 作業は地域住民によって行うべきであ トによれば、八九二人中の五三一名 公園という意識に立つならば、 ちなみに、企画調整局の調査による児 草とりについてのアンケ この 自分達

> 域施設となるはずである。 破損等も起らず、安心して使用できる地 このように行われているならば、 るという結果が出ている。 ナーもこれに近い感覚があり、 現実の姿が 利用の

(昭和51年11月都市科学研究室調査) 明 計 無回答 87人 56人 892人 9.8% 6.3% 100% 迷惑は考えず、 しかしながら、

地域住民が大 児童公園などの掃除草取りについてのアンケ 気のついた市民 利用する市民が するべきである 市が補助し、 地域住民がす るべきである 市が責任を もってする べきである どこがしても かまわない 回答した人数 217人 314人 218人 24.3% 比率 35.2% 24.4% いては、 な人々にとって じえて行っている チング、バッティ いボールでのピッ は禁止している硬 ダンプカーに等し は、暴走してくる こと等は、 ング等を大人も混 殊な児童公園を除 設置されている特 である。 ることもしばしば に危険な場所とな 己中心的で他人の は、あくまでも自 現状の利用マナー 人等身体的にひ弱 のである。 少年野球場等が このような実態 一般的に 、幼児老 知るほ 逆

を知れば

32

れ、自然の土を忘れかけた子供達が、花い面ばかりではなく、アスファルト化さいをあるん、このような利用マナーの悪しさを感ずるばかりである。

を植えたり、芝生に寝転がったり、ブラ

ンコ等の遊戯施設で嬉嬉として遊び廻っ

ている姿を見たり、公園の環境保全のため、熱心に除草、清掃等の愛護活動を続め、熱心に除草、清掃等の愛護活動を続め、熱心に除草、清掃等の愛着を覚える設として管理する仕事への愛着を覚えるものである。

六――おわりに

する諸問題、利用上のマナー等についてくの機会を利用し、児童公園の管理に対くの機会を利用し、児童公園の管理に対くの機会を利用し、児童公園の管理に対いる。

〈緑政局南部公園緑地事務所管理係長〉全に全力を注ぎたいものである。仕民との対話をもち、管理者と利用者が住民との対話をもち、管理者と利用者が

2児童公園の清掃活動 雰ュム園家護会

ーはじめに

-管理運営について-広場の利用

希望意見

小山内信之助

用水が、何カ所かあり、避難訓練等に使

二―――広場の利用

用されていました。

校があります。この先五百メートルぐら橋から大船|鎌倉に通じる道に大道小学

国道十六号線の金沢八景を経て、六浦

はじめに

から朝比奈峠下までの国道をはさんだ両いの間を大道町内と呼び、県営アパート

理を行い、道路並びに広場を市に移管して地域住民の憩いの場として、あるいはは地域住民の憩いの場として広く利用されてきました。先に述べたように旧海軍が造成した土地ですので所有者の区分もが造成した土地ですので所有者の区分もが組織され、広場のおいて、道路並びに広場を市に移管して、あるいはは地域住民の憩いの場として、あるいはは地域住民の憩いの場として、あるいは

ます。この住宅は、昭和十七年、旧海軍側の住宅地を、西大道町内会と呼んでい

場があって、コンクリートの立派な防火地のはしりでもあります。住宅の間に広技術廠の工員住宅として建造された、団

たわけです。そのとき広場は児童公園にたわけです。そのとき広場は児童公園にな、現在の伊賀山公園ができました。児童公園には、鉄棒、滑り台、二連シーソ、二連ブランコ、ブレイステッ博が施設され、ボブラやつつじなどの樹木が植えられ、広場のとき広場は児童公園にた立派な公園になり、地元民が心から喜た立派な公園になり、地元民が心から喜た立派な公園になり、地元民が心から喜いたものです。

――――管理運営について

この伊賀山公園を管理するために、地

元住民で愛護会を結成、公園課の指導により運営していますが、今までの十数年間に事故もなくこられたことは、地域住民の協力と自分たちの公園だとの自覚によるものと思いますが、公園課の指導に

が叩し)ており、青帚・草とりま订り会 現在西大道町内会には、約六五○世帯よるものと思います。